

受講申込書（出張講習用）

＜太枠内のみ黒ボールペンで記入 注：消せるボールペン、修正液や修正テープの使用不可＞

○で囲む↓

講習 種類	[番号]	下記一覧表より講習名をご記入ください		助成金制度	利用	受講 日	開始日	令和	年	月	日	
受講 者	フリガナ					旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無	有・無					
	氏 名						*併記を希望する 氏名又は通称					
	生年月日	昭・平	年	月	日	満年齢 (受講時)	歳	連 受 絡 講 先 者	電 話	-	-	
	住 所	〒 -					F a x	-	-			
勤務 先 (任意)	フリガナ					連 動 絡 務 先 先	電 話	-	-			
	会社名						F a x	-	-			
	所在地	〒 -										
	業種コード (右記一覧)	01農業、02採石・建材、03建築、04土木、05造園・園芸、06電気、07塗装、08機械、09食品、10繊維、11化学、12窯業、 13鉄鋼、14金属、15電力、16ガス、17産廃・解体、18企業組合、19商業、20以外、21運輸・倉庫、22印刷、23通信、 24サービス、25人材派遣、26公務員、27自衛隊、28学校、29その他、3017関係各社、31空調										

申込 方法	ご予約後、 A を貼付してご郵送ください。 顔写真（30×24mm・裏に名前を記入）1枚所定の場所に添付ください。	コマツ教習所株式会社 栗津センタ 〒923-8530 石川県小松市月津町772-2 Tel 0761-44-3930 (Fax 0761-44-3938)
----------	---	---

- この欄にコピーを貼付して下さい。（裏面記載のないものは表面のみコピー可。貼りきれないものは別紙で送付。住民票は申込時に原紙を添付してください）
●当日は貼付の免許証・修了証等全ての原本を確認します。（受講初日にお持ちいただけない場合は受講できません）

A 本人 確認 書類 貼付	①～②いずれか。 ①運転免許証（有効期限内）コピー ②住民票（コピー不可 6か月以内 マイナンバー記載のないもの）	【写真添付位置】 ※顔写真（30×24mm・ 裏面に名前を記入）1 枚準備願います。 出張講習の場合は写 真が必要となりますの で申込書に添付してく ださい。
	外国籍の方は在留カード等 両面コピーを必ず添付して下さい 「原則事前面談が必要です」 *旧姓・通称を併記する場合は、下記いずれかの証明書が必要です 旧姓：旧姓を併記した住民票又は自動車運転免許証等 通称：通称を記載した住民票又はそれに類する証明書	

●特別教育（★は助成金対象） ★「201」小型車両系建設機械（整地等3t未満）運転 ★「203」ローラーの運転の業務 ★「204」フォークリフト（1t未満）の運転の業務 ★「207」クレーン（5t未満）の運転の業務 ★「215」研削といしの取替え等の業務（自由研削用） ★「216」酸素欠乏・硫化水素危険作業 ★「217」粉じん ★「218」巻上げ機に運転の業務 ★「274」足場の組立て等の整備の業務 ★「275」フルハーネス型墜落制止用器具を用いる業務 ★「278」令和2年8月改正 伐木等の業務（チェーンソー） ●安全衛生教育（★は助成金対象） 「303」フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	★「310」刈払機取扱作業安全衛生教育 ★「311」玉掛業務従事者安全衛生教育 ★「321」振動工具取扱（チェーンソー以外） ★「324」職長・安全衛生責任者教育 ★「330」有機溶剤業務（基発第337号）従事者 ★「337」丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 ★「343」熱中症予防労働衛生教育（管理者用）	<table border="1"> <tr> <th>受 講 料 等 (円)</th> <th>項 目</th> <th>金 額</th> <th rowspan="2">修了証 統合有</th> </tr> <tr> <td></td> <td>受 講 料 (税込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>手数料代 (税込)</td> <td></td> <td rowspan="2">回収済</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計 (税込)</td> <td></td> </tr> </table>	受 講 料 等 (円)	項 目	金 額	修了証 統合有		受 講 料 (税込)			手数料代 (税込)		回収済		合 計 (税込)	
受 講 料 等 (円)	項 目	金 額	修了証 統合有													
	受 講 料 (税込)															
	手数料代 (税込)		回収済													
	合 計 (税込)															

<お客様各位> 当社は、個人情報を以下の目的で利用させていただきます。 ①受講申込書の内容確認、受講資格確認及び受講票送付。 ②受講料等入金確認、講習案内の送付、アンケートの実施。 ③お客様ご本人からの資料請求、お問合せに応えるため。 ※ご同意頂けない場合は受付当日窓口にお申し出ください。	
---	--

当 社 処 理 欄	開講時		申込時	
	実施管理者	資格確認	実施管理者	受付担当

裏面の受講申込規約に同意の上、上記の通り受講申込み致します。
記載事項に虚偽等がある場合、受講後とも言えども法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

申込日 令和 年 月 日
コマツ教習所株式会社 栗津 センタ所長殿

受講申込規約(出張講習)

受講者は、コマツ教習所株式会社が実施する出張講習の受講を申し込むにあたり、当社の定める下記の規約に従っていただくことになります。あらかじめ内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上で、お申込みいただくようお願いいたします。また、本規約に記載のない事項については、各種パンフレット・当社ホームページ・受講票の定めによるものとします。

第1条(受講料の支払い) 受講者は、教習所が別途指定する受講料を当社指定期日までに、当社に支払うものとします。講習開始前までに受講料を支払わない場合、講習を受講することができません。

第2条(役務の提供) 当社は、受講者に対し、受講申込書に記載する講習種類の講習を、受講地にて提供します。

第3条(写真撮影) 講習中、講習実施状況を写真で撮影することがあります。ただし、個人を特定できるような状況での写真撮影は行いません。

第4条(安全等) 講習中は、常に「安全第一」を意識して行動してください。

2 講習中(特に機械を操作中や、機械の近くにいる場合)は、機械の動きに十分注意し、よそ見をしたり、ふざけたりしないでください。

3 機械への乗り降りには、指示された正しい方法で行ってください。

4 機械の運転・操作は、正しく、適切な速度で行い、けって乱暴な運転・操作はしないでください。

第5条(態度) 講習中は、講習に専念し、当社及び講師の指示、指導に従ってください。指示、指導に従わず、講習の継続が困難と認められる場合には、当社又は講師の判断により、受講を中断又は中止することがあります。

2 講習は、規定の時間受講する必要があります。講習中に席を離れたり、居眠り、携帯電話・スマートフォンの操作をするなど、講習に関係のない行為(以下「離脱行為」といいます。)はしないでください。

第6条(体調管理) 防寒具着用、水分補給等の準備を含む体調管理は自己の責任、判断で行ってください。

2 車両の操作に影響がある怪我や体調不良の場合には、講習を受けることができません。事前に当社又は講師に相談してください。

3 講習中の怪我や体調不良など異常が発生した場合には、直ちに講師に申告してください。

第7条(服装) 講習中は、講師の指示に従い、適切な服装をしてください。基本的には作業着ですが、無い方は半袖以上のシャツ・長ズボンでも構いません。ただし、露出の多い服装(タンクトップ・短パン・ランニングシャツなど)は、禁止です。

2 講習中は、講師の指示に従い、適切な方法で靴を履いてください。基本的には安全靴ですが、無い方は、スニーカーでも構いません。ただし、ヒール・サンダル・底の厚い靴・かかとをつぶしている靴などは、禁止です。

3 講習中は、メガネ・コンタクトが必要な方は、必ず着用してください。

4 講習中は、講師の指示に従い、保護具(ヘルメット、保護メガネなど)を着用してください。

第8条(未修了及び失格) 講習は、以下の行為により所定の受講時間を満たさないことが明らかになった時点で、未修了となります。未修了の場合、受講料の返還はできません。

(1)遅刻、早退、欠席

(2)離脱行為

(3)講師の指示、指導に従わないほか、受講者の責めに帰すべき事由により、講習の受講を中断、中止した場合

(4)(1)から(3)の他、受講者の責めに帰すべき事由により講習を離れる行為

2 受講者の責めに帰すべき事由によらず未修了となった場合、教習所に「受講継続申請書」を提出することにより、未修了科目の再受講ができます。

3 当社又は講師が、以下の行為があると認めた場合、失格となります。

(1)不正行為

(2)講師・他の受講者への暴言・暴力行為

(3)機械設備の危険運転・損壊行為

(4)(1)から(3)の他、当社又は講師が失格に相当すると認めた行為

第9条(講習の中断及び中止) 以下の場合、当社の判断で、講習を中断又は中止することがあります。

(1)受講者の怪我、体調不良への対応が必要となった場合

(2)警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、津波、噴火)発令時、雷注意報発令時、その他悪天候(講習の実施について危険が予想される場合)

(3)事故や災害が発生した場合

(4)(1)から(3)の他、講習の実施、継続が困難と認められる場合

2 講習を中断した場合、再開又は中止の判断は、当日中に当社が行います。講習を再開する場合、中断から再開までに要した時間分の延長を行います。

3 講習を中止した場合、代替講習を実施する場合があります。当社の責めに帰すべき事由による中止を除き、必ず実施することを保証するものではありません。

4 講習開始後に講習が中止となった場合、受講者の責めに帰すべき事由がある場合には、受講者は、当社に対し受講料の返還を求めることはできません。

第10条(損害賠償) 講習の中断又は中止により受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限りします。

2 受講者の操作により機械設備、施設等が損壊した場合、当社がその修理費等を負担します。ただし、受講者に故意又は重大な過失がある場合は、当社は、受講者に負担を求めることができるものとします。

3 前二項の他、受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負います。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限りします。